

(紹介手数料に係る請求書等)

第7条 乙は、前条に基づき、甲に対して紹介手数料に係る請求書を交付するとともに、乙の指定する振込先銀行口座を甲に通知する。

(短期退職時の手数料の取扱い)

第8条 この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。

1か月以内で退職した場合	紹介手数料の50%
3ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の25%
6ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の5%

②丙が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻は行われないものとする。

(個人情報保護及び秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材(採用に至らなかった者も含む。)の個人情報を漏えいさせないように万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用をすることを禁止する。

②甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ破棄をしなければならない。

(有効期間及び有効期間満了後の秘密保持等)

第10条 この契約の有効期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
ただし期間満了の1ヶ月前までに甲乙のいずれからも特段の申し入れがないときは、さらに1年間同一条件で更新するものとする。

②第9条に定める個人情報保護及び秘密保持義務については、甲乙ともに前項の有効期間満了後も厳守するものとする。

(法令遵守)

第11条 甲及び乙は、互いに職安法その他の労働関係法令および関係指針、ならびに暴力団による不当な行為の防止等に関する法律および暴力団排除条例を厳守し、適正に対応するものとする。甲および乙の各従事者についても同様とする。